

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会

No.5 2009.10.15

発行責任者 柿本 克彦

編集責任者 教 宣 部

「組織改正」で年休承認の「ルール」を変えた?? 変えた「ルール」が明らかになる?!

A社員が山崎科長とやり取りをした中で、管理者の勝手な判断で社員の必要な年休が取れたり取れなかったりすることが判明しました。

以下、山崎科長とA社員のやり取りの内容です。

- A社員 : 私が申し込んだ10月の年休が出ませんでした。何故、事前に「出ない」ことを連絡をしないんですか?
- 山崎科長 : 20日で締め切り、4日か5日で勤務を作らなければならない。(連絡すると)非常にロスが出るし、A社員には伝えられたが、B社員には伝えられなかったという不公平が出るので連絡はしません。
- A社員 : それでは、年休が取れるのか取れないのかの判断は何ですか?
- 山崎科長 : まずは、理由だろうね。それから申し込みをした順番。
- A社員 : 順番あるんですか?
- 山崎科長 : それは、同じ理由だったら早めに申し込んでいる人。
- A社員 : いつから早い順になったのですか?
- 山崎科長 : 順番が早めに書いてあるということは、それだけ早めから計画されて申し込みをしているから。
- A社員 : 理由はどのように判断しているのですか?
- 山崎科長 : 年休申し込み簿の記事欄に理由を書いてきちんとしていただければ、理由を見て判断します。

社員の必要な年休を管理者の恣意的な判断で決めるな!!

A社員と山崎科長のやり取りの中で、年休を出す基準が明らかになりました。それは、『年次有給休暇申込簿』の事由欄に理由を書いた人の中で、理由を見て判断しているということです。

いつから理由を書けば優先されるようになったのでしょうか???

社員は、誰も必要な日について年休を申し込むのです。そんな中で、管理者は様々な理由を見ていったいどんな判断基準で決めているのでしょうか。これは、明らかに勤務指定表を作る管理者の恣意的な判断で決めているといわざるを得ません。

いつから申し込んだ順番になったのですか??

10日発表の休日指定は何のため??

山崎科長は、「早めに書いている社員は、早めから計画されているから」と言いますが、そうでないケースもあるのです。急遽予定が入ったりとか、「休日指定表」を見て年休を申し込んでいるのが現実なのです。仕業検査車両所は、台検車両所や交検車両所のように一斉特休が日曜日に絡めて指定される勤務形態ではないんですよ。

J R 東海労は、誰でもが認める判断基準で年休や休日が出るように管理者の努力を求める!!